

令和8年4月30日

新入生保護者 各位
現在受給資格を得ていない在校生保護者 各位

独立行政法人国立高等専門学校機構
明石工業高等専門学校
学生課学生係

高等学校等就学支援金の書類送付について

高等学校等就学支援金の申請に伴い、書類を送付しますので、ご確認をお願いします。なお、**本手続きは、新入生、在校生に関わらず受給要件を満たす場合は全員申請が必要**となっておりますので、下記をご参照の上、ご対応をお願いします。

【添付書類】

- (1)高等学校等就学支援金の申請について
- (2)高等学校等就学支援金 高校生等・新修学支援金(申請手続き)(新入生等用)(リーフレット)

【申請方法】

原則、高等学校等就学支援金オンライン申請システム(e-Shien)で申請してください。申請方法については、文部科学省のホームページに公開されている以下のマニュアルをご参照ください。

- ・高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien申請者向け利用マニュアル(新規申請編)

https://www.mext.go.jp/content/20260403-mxt_shuukyo03-000020144_2.pdf

また、ログインID通知書については、新入生のみ個別に郵送にてご自宅に送付します。**在学中、ID及びパスワードは変更されません。申請有無に関わらず3年次修了まで大切に保管してください。**

※在校生のうち紛失等によりお手元がない場合は以下の問合せまでメールにてご連絡ください。

ただし、**日本国籍以外の学生の場合は書面での手続き**となりますので、**該当する場合は5月8日(金)までに学生課学生係宛てにメール(gakusei.jim@akashi.ac.jp)にてお知らせください。**

また、高等学校等就学支援金支給対象外の場合であっても**一定の要件を満たす場合は、「高校生・新修学支援金」の申請対象**となりますので、同封書類(1)(2)を確認のうえ**該当する場合は、5月8日(金)までに学生課学生係宛てにメール(gakusei.jim@akashi.ac.jp)にてお知らせください。**

【申請期限】

e-shienシステム申請期限:5月14日(木)24時

※書面申請の場合は5月15日(金)17時必着で書類を郵送または持参のうえ、学生課学生係へ提出してください。

【本件に関する問合せ先】

明石工業高等専門学校
学生課学生係
〒674-8501
兵庫県明石市魚住町西岡679-3
TEL:078-946-6046
E-mail:gakusei.jim@akashi.ac.jp

【新入生・受給未資格対象】

高等学校等就学支援金の申請について

高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が授業料の支援を受けることができるようになりました。受給資格要件により申請方法が異なりますので、以下をご確認のうえ、申請をしてください。制度の詳細については、「高校生の学びを支えます。高等学校等就学支援金」をご確認ください。

1. 受給資格要件 **(要件により申請方法異なりますので、必ず確認してください)**

高等専門学校(1~3年)に在学し、36ヶ月の支給上限期間を超えていない学生のうち、以下の要件を満たす学生

【1】日本国内に住所を有する者のうち、日本国籍を有する学生

⇒ 高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)で申請を行うため、2. 申請方法に基づき手続きをしてください。

【2】日本国内に住所を有する者のうち、日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する学生

①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等 ④永住者の配偶者等

⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められたもの

⑥家族滞在のうち、日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

⇒ 書面での申請となりますので、令和8年5月8日(金)までに学生課学生係宛てにメール(gakuseijim@akashi.ac.jp)にてお知らせください。 申出後、申請書類を郵送します。

※上記の受給資格要件を満たさない場合

⇒ 就学支援金新制度の申請対象外となります。

ただし、以下の要件を満たす場合は「高校生等・新就学支援金」の対象となり、書面での申請となりますので、該当する場合は、令和8年5月8日(金)までに学生課学生係宛てにメール(gakuseijim@akashi.ac.jp)にてお知らせください。

申出後、申請書類を郵送します。

・令和8年4月以降入学で就学支援金の新制度対象外の学生のうち、年収910万円未満の世帯であり、旧制度の就学支援金の対象となる場合(留学生を除く)

・令和8年3月31日以前から高等専門学校(1~3年)に在学し、36ヶ月の支給上限期間を超えていない学生のうち、年収910万円以上の世帯である場合

その他、以下の要件を満たす場合は、高等学校等就学支援金(旧制度)が適用されます。手続きの詳細については、現在文部科学省にて検討中ですので、分かり次第改めてご案内します。

・令和8年3月31日以前から高等専門学校(1~3年)に在学し、36ヶ月の支給上限期間を超えていない学生のうち、年収910万円未満の世帯である場合

2. 申請方法

○高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)での申請の場合

【1】高等学校等就学支援金事務処理システム(e-Shien)へのログイン

<https://www.e-shien.mext.go.jp/> にアクセスして入力が必要です。

パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットでも申請できます。

「ログイン ID 通知書」に記載の ID 及びパスワードを利用して、ログインしてください。

ログイン後、「e-shien 申請者向け利用マニュアル(共通編)(新規申請編)(変更手続き編)」に従って、

以下の入力手続きを進めてください。

なお、新規申請、受給中の継続申請のご家庭により申請方法は異なりますので、以下をご確認ください。

新規申請対象者

【2】意向登録

申請の有無にかかわらず、全員必ず意向登録を入力してください。

【3】認定申請(申請される場合)

意向登録後、申請される方は、e-shien システムより受給資格認定申請を行ってください。

入力が終わりましたら、手続きは完了となります

受給中の継続申請対象者

【2】受給資格確認

e-shien システムより受給資格確認申請を行ってください。入力が終わりましたら、手続きは完了となります。

(※裏面も必ずご確認ください。)



○書面申請の場合

申出があったご家庭にのみ以下の書類を郵送します。記入例を参考に以下の書類の提出をお願いします。

新規申請対象者

<提出書類>

- ・高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書
- ・学生が日本国籍の有無を確認する書類(必須・添付書類は申請書内を確認)
- ・日本国の小学校の卒業証書の写しまたは卒業証明書(該当者のみ)

受給中の継続申請対象者

<提出書類>

- ・高等学校等就学支援金 受給資格確認申請書
- ・学生が日本国籍の有無を確認する書類(必須・添付書類は申請書内を確認)
- ・日本国の小学校の卒業証書の写しまたは卒業証明書(該当者のみ)

3. 申請期限

受給資格要件【1】の場合:e-shien への入力期限:**令和8年5月14日(木) 24:00**

入力が終わりましたら、手続きは完了となります。

受給資格要件【2】の場合:本校への書類提出期限:**令和8年5月15日(金) 17:00**

郵送または持参にて提出してください。

○ e-shien 利用マニュアル

文部科学省のホームページに以下の内容が掲載されていますのでご確認ください。

- ・e-shien 申請者向け利用マニュアル 共通編
- ・e-shien 申請者向け利用マニュアル 新規申請編
- ・e-shien 申請者向け利用マニュアル 変更手続き編



○ 留意事項

・ご不明点等ありましたら、以下のお問い合わせ・連絡先にご連絡ください。

ログインID 通知書は、e-Shien にログインする際に必要ですので、申請の有無に関わらず、3年次修了まで大切に保管してください。

- ・申請提出時にエラーが発生した場合、エラーメッセージの内容に従い、提出方法を変更してください。
- ・誤った内容で申請した場合、申請者から修正ができませんので、お問い合わせ・連絡先にご連絡ください。

○ その他

就学支援金により、授業料の全額が支援されず、以下のいずれかに該当する場合は、申請により、審査のうえ、残額を免除されることがありますので、以下のお問い合わせ・連絡先へご連絡ください。

1. 授業料の免除算定基準日(原則として、前期の授業料にあつては4月1日、後期の授業料にあつては10月1日)前6月以内(入学した日の属する期分の授業料を免除する場合は、入学前1年以内)において、学生の学資を主として負担している者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
2. 高等学校等就学支援金制度の対象とならない者で、授業料の免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合
3. 高等学校等就学支援金制度の36ヶ月の支給上限期間を超える等、当該制度では就学支援されない学科3年生以下の者であり、かつ学業優秀と認められる者
4. 高等学校等就学支援金制度の対象となる学科1年生から3年生までのうち、課税証明書が発行されない等の理由により就学支援金による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀と認められる者
5. その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある場合

(お問い合わせ・連絡先)

明石工業高等専門学校学生課学生係

Tel: 078-946-6046 E-mail: gakuseijim@akashi.ac.jp

高等学校等就学支援金 高校生等・新修学支援金 (申請手続き)

【新入生等用】

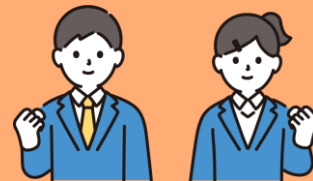
※新入生の方、これまで受給資格を得ていない方はこの資料を使用して下さい。

- このリーフレットは、高校生等の学びを支えるための授業料支援である「高等学校等就学支援金」や「高校生等・新修学支援金」を受給するための申請手続きの案内です。
- 申請者は、生徒の皆さんです。プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。
- 必要があれば、保護者の方や信頼できる方に相談しながら手続きをしてください。

大切なお知らせ



高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができるようになりました。



申請手続きが必要です。支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。

※なお、一部対象外となる場合もあります。詳細は2枚目以降をご確認ください。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

授業料の支援

高等学校等就学支援金【新制度】

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援する制度です。

※日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件があります。詳しくは3ページ目をご確認ください。

※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、4ページをご確認ください。

対象となる学校種は次のとおりです

高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

（参考）授業料以外の支援

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金制度です。詳しくは、高校生等奨学給付金のリーフレットをご確認ください。

本制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての意思にある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担より、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ**、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例 (支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格のに関する要件

国籍・在留資格等の要件

**高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、
日本国内に住所を有する者のうち日本国籍を有する生徒等**

- ※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。
- ※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

申請方法

【オンライン申請】

e-Shienにおいて、オンライン申請が可能です。学校から配布されたログインID通知書を参照の上、申請を行ってください。※ 学校・学校の所在する都道府県から別の案内がある場合は、その指示に従ってください。

高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm



高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ**、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例 (支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
 公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
 ※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格に関する要件

国籍・在留資格等の要件

高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、日本国内に住所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等を有する生徒等

- ①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等
- ④永住者の配偶者等
- ⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。

※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

必要書類

生徒等の以下のいずれかの書類
 ・住民票の写し（原本）
 ・特別永住者証明書の写し（コピー）
 ・在留カードの写し（コピー）
 （家族滞在は以下の書類も提出）
 ・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書



申請方法

【書類申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。
 ※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。



高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

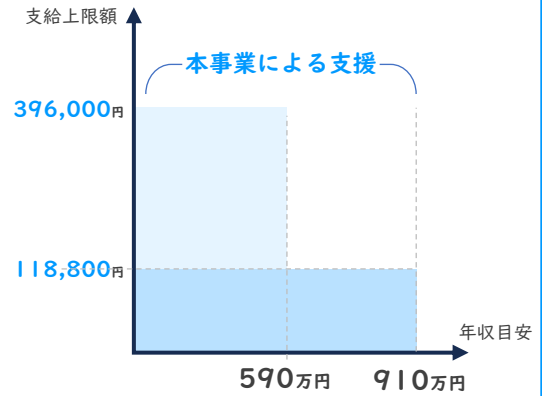


就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる年収約910万円未満の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて年額上限39万6,000円の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
<p>令和8年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者（在留資格が留学を除く） （例）</p> <p>①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等</p>	<p>生徒等の以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）



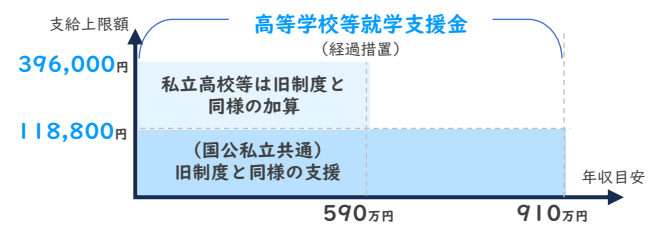
在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】を対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

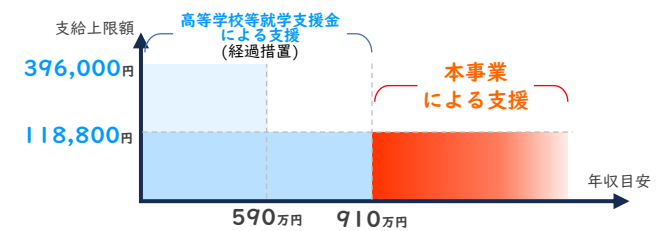
旧制度の就学支援金において年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて年額上限39万6,000円の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象



②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた年収約910万円以上の世帯に属する生徒等については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず年額上限11万8,800円の支援金が支給されます。



国籍・在留資格等の要件	必要書類
<p>新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者 （例）</p> <p>①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等</p>	<p>生徒等の以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校

申請方法

【書類申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。

※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

高等学校等就学支援金【新制度】

【日本国籍の生徒等（オンライン申請用）】

- 学校によって、日本国籍の方は、オンライン申請が利用できる場合があります。
- 学校からID・パスワードの案内があった場合には、以下のURLからアクセスし、手続きを行ってください。
- プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。

●e-Shienオンライン申請システム



<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

●e-Shienオンライン申請システム利用マニュアル



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

高等学校等就学支援金【新制度】 高校生等・新修学支援金

【日本国籍以外の生徒等（同時・書類申請用）】

- 日本国籍以外の生徒等は、書類による申請となります。
- 学校から案内に従って、次のページからの書類に必要事項を記入し、必要な書類を添付して、学校の事務室に、申請書類を提出してください。
- プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。

書類で申請が必要な際は、別途書類を案内しますので、学生課学生係 (gakusei.jim@akashi.ac.jp)までメールにてお知らせします。